

総 第 3 2 6 号

令和 2 年 5 月 8 日

各 市 町 村 長 様

島根県総務部総務課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための無料電話相談窓口開設について (依頼)

このことについて、島根県行政書士会より別添 (写) のとおり通知がありました。

つきましては内容をご確認いただき、関係各位へ周知していただきますようお願いいたします。

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県総務部総務課

総務予算グループ 中島

TEL (0852) 22-5917 FAX (0852) 22-5911

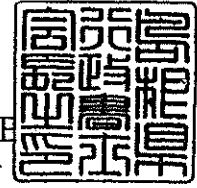




島行発第14号
令和2年5月7日

島根県知事 丸山達也 様

島根県行政書士会
会長 野津好正



新型コロナウイルス感染症対策のための無料電話相談窓口開設について

新型コロナウイルス感染症拡大と政府の全都道府県に対する緊急事態宣言発令に伴う外出自粛や休業要請により、国民生活に様々な影響が生じています。これに対し、政府や関係自治体より各種救済手続きや対策措置が講じられていますが、その内容が複雑多岐にわたることから相談等が殺到し、行政機能の一部に影響が出ていると報道されています。

そこで島根県行政書士会では、総務省自治行政局及び島根県下自治体からの支援要請に応え、県民の不安解消に寄与すると共に行政手続の円滑化と一刻も早い事態の収束を願い、下記要領にて新型コロナウイルス感染症対策無料電話相談窓口を設置することとしました。

個人の方に対しては、現金給付制度や住居確保給付金など各人の状況に応じた支援策、事業者に対しては、売上減に対する資金繰り支援や従業員の雇用を守るための制度を紹介するほか、社会保険労務士など他の専門家への橋渡しを行います。また行政書士の専門分野である建設業、外国人入管手続きの救済措置についても相談を受け付けます。

記

1. 実施期間 令和2年5月7日（木）～5月29日（金）の平日
午後1時より午後3時まで（期間については延長することがあります）
2. 実施方法 電話相談（島根県行政書士会事務局 TEL0852-21-0670）
本会事務局において相談者からの電話を受け、相談内容を聴取し、分野別の相談員を紹介する
3. 相談分野 （参照：内閣官房 <https://corona.go.jp/action/>）

対象	分野
個人向け	① 生活支援に関する助成金等関係
	② 外国人の在留関係
事業者向け	③ 雇用調整助成金等社労士業務関係
	④ 持続化給付金、融資関係等
	⑤ 建設業、許認可関係
	⑥ 国税、地方税納付関係

⑦ 緊急小口資金・総合支援資金については、各市町村の社会福祉協議会を紹介